大川市議会傍聴規則の一部を改正する議会規則新旧対照表

改正後	改正前
（傍聴席に入ることができない者） 第６条　次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。 （1）　銃器その他危険な物を持つている者 （2）　ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者 （3）　酒気を帯びていると認められる者 （4）　その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者 （削る） （削る） ２　議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第１号及び第２号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。 ３　議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。	（傍聴席に入ることができない者） 第６　条次に該当するものは、傍聴席に入ることができない。 （1）銃器その他危険なものを持つている者 （2）酒気を帯びていると認められる者 （3）異様な服装をしている者 （4）張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持つている者 （5）笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持つている者 （6）前各号に定めるもののほか、会議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者 （新設） （新設）

改正後	改正前
（傍聴人の守るべき事項） 第７条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。 （1） 議席に立ち入らないこと。 （2） 静粛にすること。 （3） 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。 （4） 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。 （5）飲食（議長の許可を得て行う水分摂取を除く。）又は喫煙をしないこと。 （6）その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。 （7）本会議の動画配信（録画を含む。）において、議場の構造上、傍聴席が映り込む場合があり、特定の個人を識別できる可能性があることを了承の上傍聴すること。 （削る）	（傍聴人の守るべき事項） 第７条 傍聴人は次の事項を守らなければならない。 （1） 議席に立ち入らないこと。 (2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。 (3) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎたてないこと。 (4) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。 (5) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときはこの限りでない。 (6) 飲食又は喫煙をしないこと (7) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。 (8) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
（写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止） 第８条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。 .	（写真、映画等の撮影及び録音等の禁止） 第８条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者はこの限りでない。

付　則

この規則は、令和８年１２月１日から施行する。